

# EU-CBAM(国境調整措置)提案(21年7月14日)

- 対象: **鉄鋼、セメント、アルミ、肥料、電気**
- 導入時期: **2026年～**(23～25年は移行期間: 報告義務のみ)
- 調整内容:
  - 域外生産の対象品輸入時に、生産時のCO2排出量相当の「CBAM証明書」(EU-ETS価格連動)購入を義務付け
  - 生産国で負担した炭素価格(炭素税、ETSコストに限定)は相殺**
- 適用除外国
  - アイルランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン
  - 他 **EU-ETSと完全に連結された国**
- **無償割当: 26年以降年率10%ずつ縮小(35年に全廃)**

# 国境調整措置の課題（鉄鋼のケース）



そもそもWTO整合性に問題がある

環境対策に**偽装された保護貿易措置**の疑い（税収の使途）

**内外無差別原則**の抵触（恣意的計算、調整対象を炭素税、ETSのみに限定）

加えて・・・

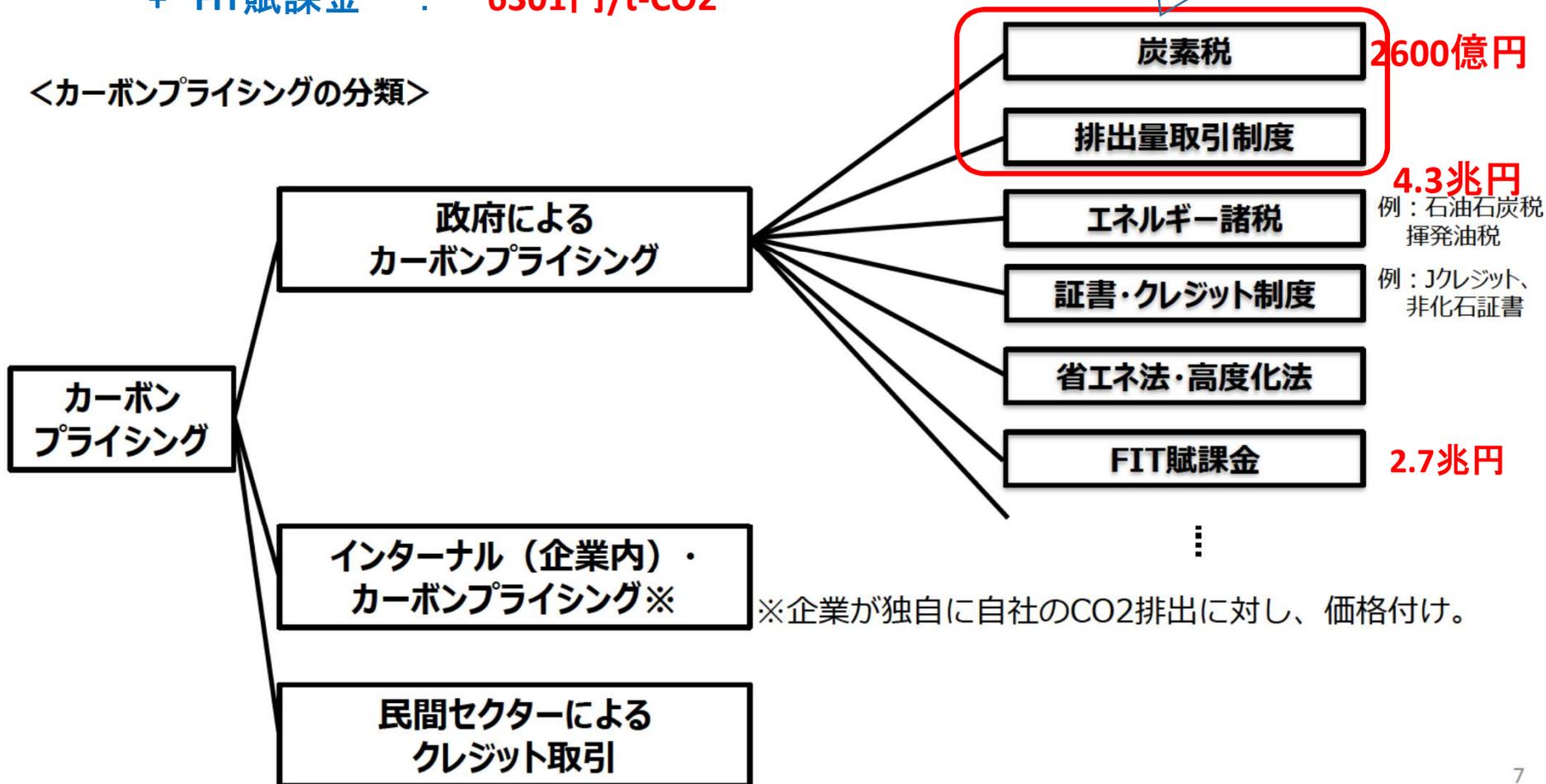
- 鉄鋼生産時の**CO2排出原単位比較は容易ではない**
  - **スコープ1（直接排出のみ）：EU-ETS**
  - スコープ1+2（直間接排出合計）：ISO14404、省エネ法・温対法ベース、
  - スコープ1+2+3：LCA（ISO20915）
- **鉄鋼生産時に負担する炭素価格は複雑**（日本：温対税、石油石炭税、FIT賦課金等の合計？）
- 上記2つを明確に把握せずにEU域内の鋼材生産にかかわる炭素価格との公平な**差分調整**はできない
- WTO、パリ協定は「**環境対策に偽装した貿易規制**」を禁止しているが、詳細は規定なし
- 欧州鉄鋼の炭素価格負担は**ETS無償枠配布、FIT賦課金90%減免（独）などの公租公課減免措置**のため、**実質は低い**
- 欧州鉄鋼業（Eurofer）はこうした減免措置を維持しながら炭素国境調整措置も要求しており、環境NGOからは**二重の保護措置**と批判されている。

# 日本のカーボンプライシング

炭素税(温対税): 289円/t-CO2  
 +エネルギー諸税: 4057円/t-CO2  
 + FIT賦課金 : 6301円/t-CO2

EUの国境調整はここだけを調整対象に提案

<カーボンプライシングの分類>

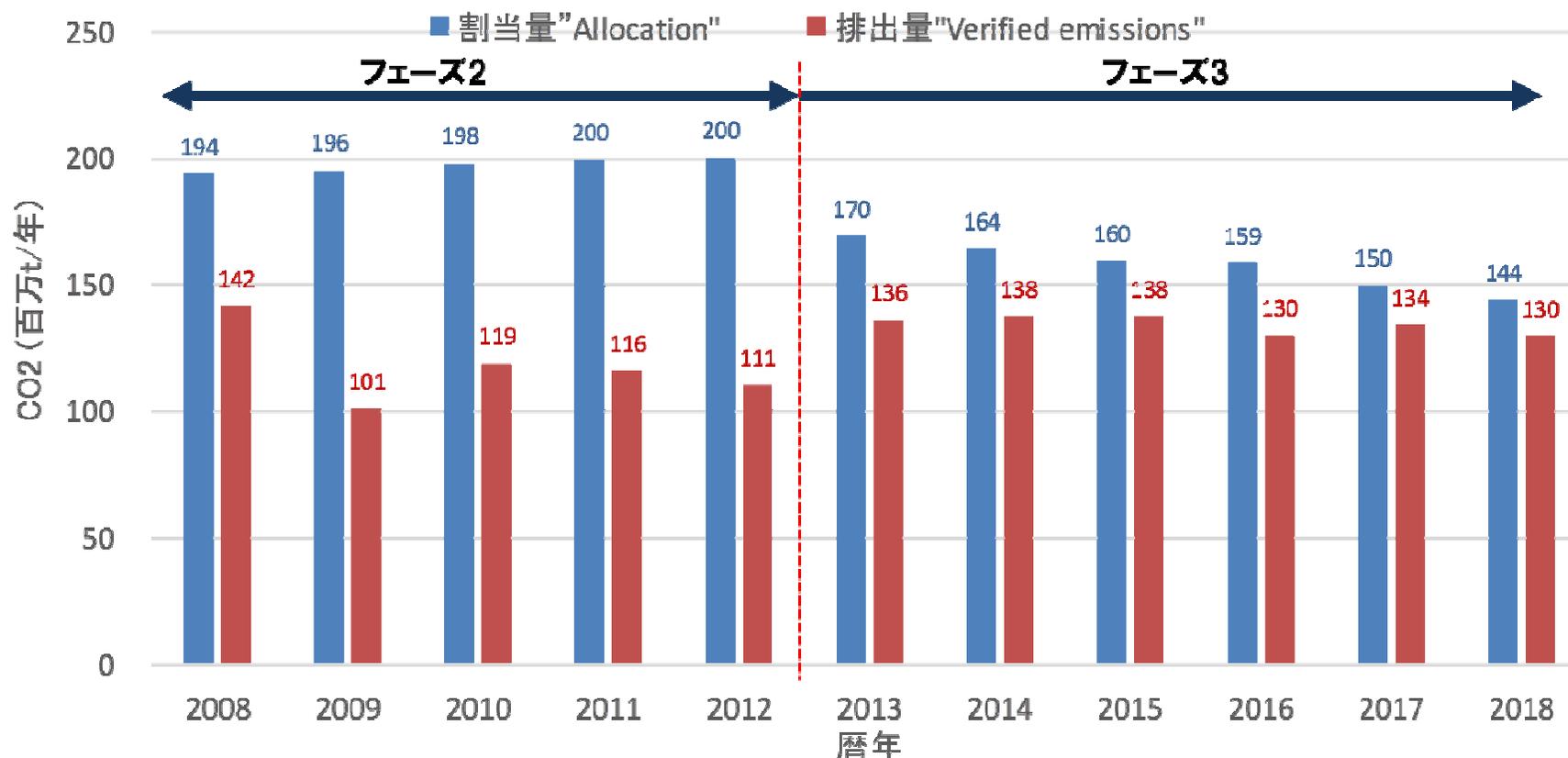


※企業が独自に自社のCO2排出に対し、価格付け。

# 新聞報道と現実のギャップ: EU鉄鋼のCP＝現状0

## 無償割当量と排出量実績(鉄鋼全体)

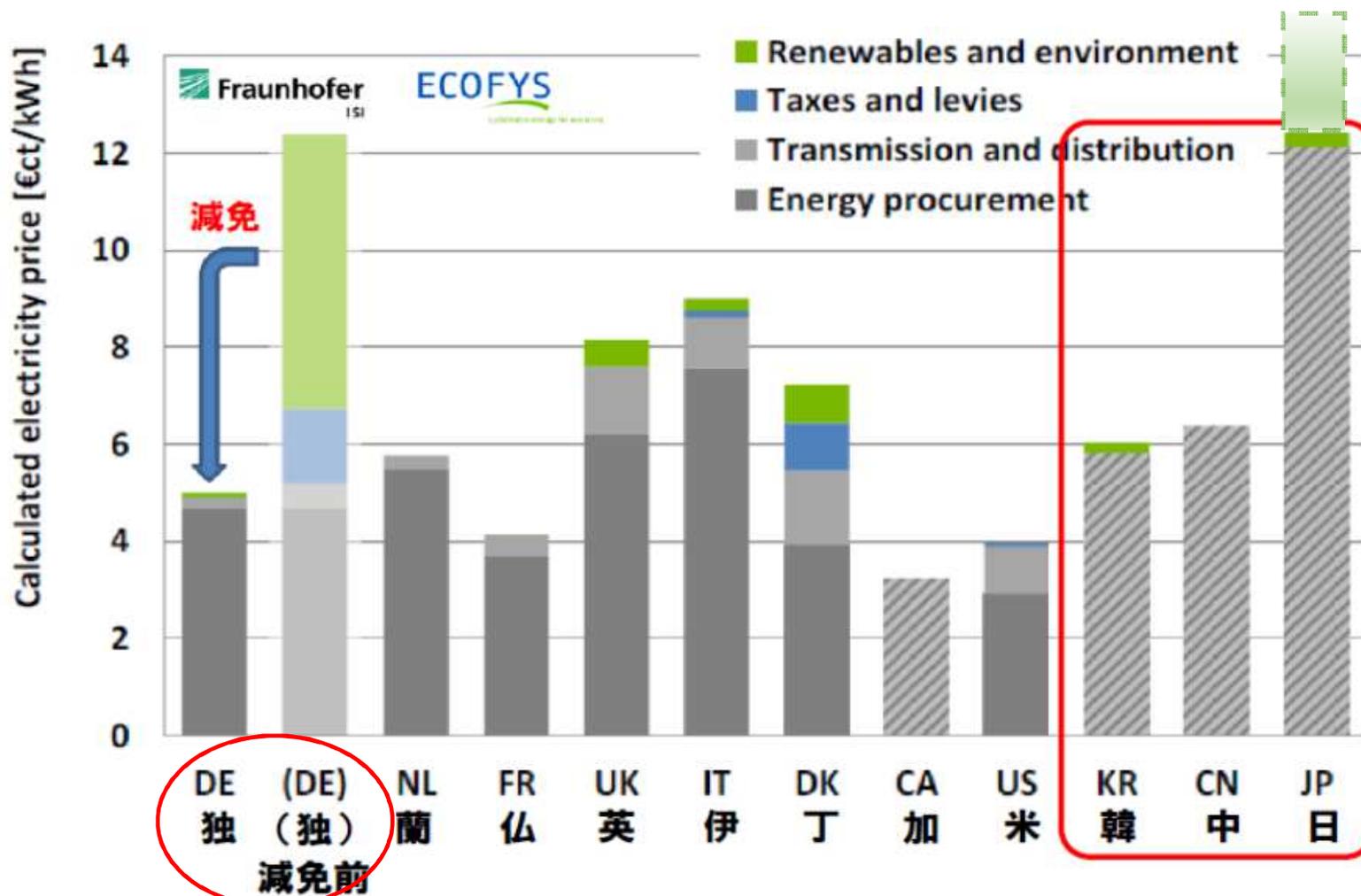
- ✓ 欧州の鉄鋼業全体での排出規模は約1.5億トン/年レベル
- ✓ 全体として過剰割り当ての状況が継続
- ✓ 余剰分は電力等不足するセクターにオークションを通じて売却されたものと推定される



データ出典: (EU) Emissions Trading System (ETS) data viewer (European Environment Agency) form EU Transaction Log (EUTL)

# 日本の産業用電力価格は高い(2015年 欧州シンクタンク調べ)

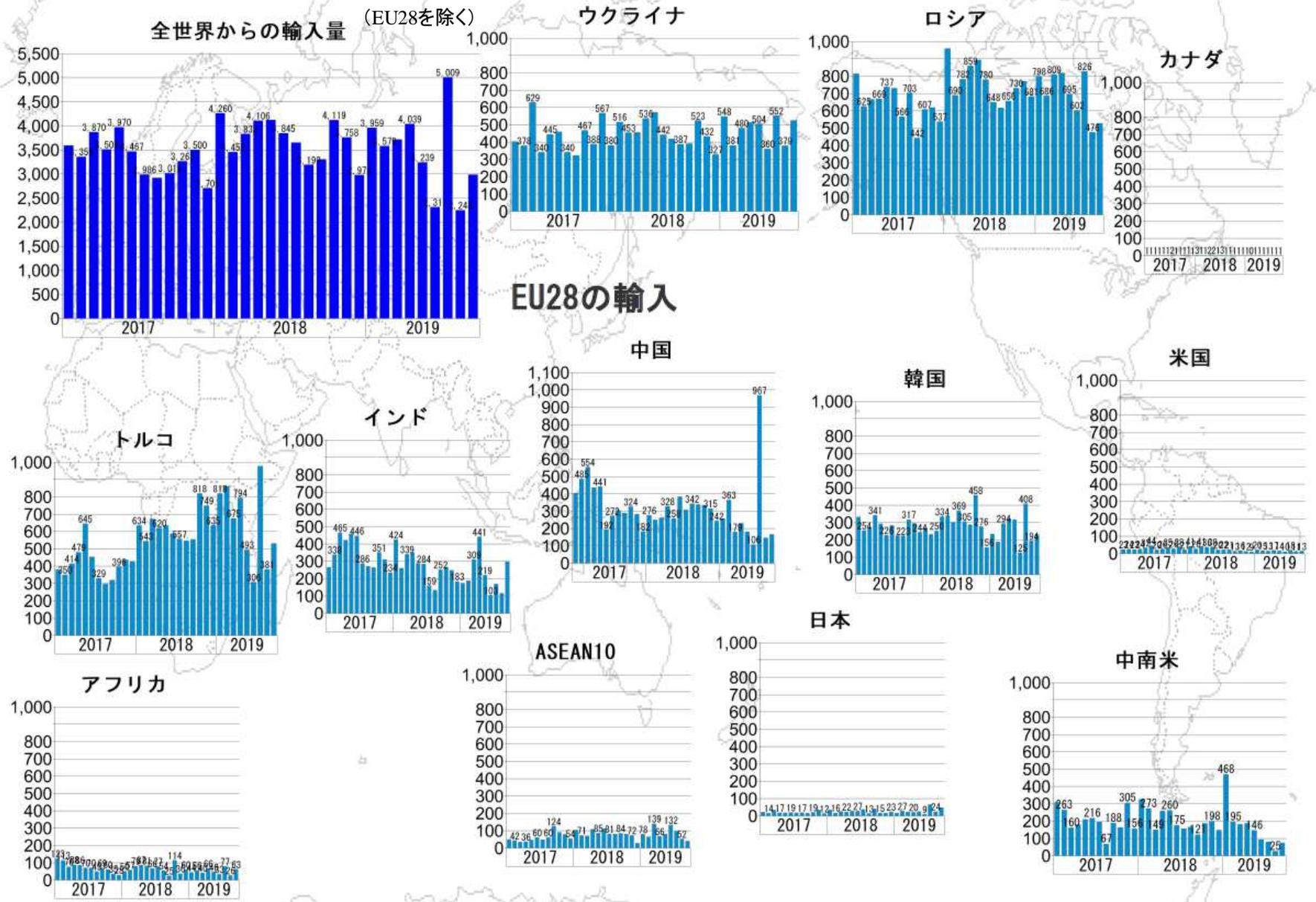
- 欧州で最安値は**原発比率の高い仏** → **独は大幅減免措置**で仏と平準化
- 日本のアジア太平洋の貿易競合国 = **米中韓は日本の半額以下**
- その後日本のFIT賦課金(緑)は0.5~3€ctに...



出典：Electricity Costs of Energy Intensive Industries, An International Comparison, Fraunhofer and ECOFYS (2015)

**EU鋼材輸入約4000万t (ロシア、ウクライナ、トルコ、インド、中国) 日本30万t**  
**EU鋼材輸出約2500万t (米国、アフリカ、トルコ、中南米) 日本5万t**

単位:千トン



出所: 各国通関統計、American Metal Market

## 炭素国境調整措置に関する基本的な考え方

- 炭素国境調整措置は、国内の気候変動対策を進めていく際に、他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止し、カーボンリーケージが生じることを防止するためのものである。輸入品に対し炭素排出量に応じて水際で負担を求めるか、輸出品に対し水際で負担分の還付を行う、または、その両方を行う制度である。
- 日本は、対話等を通じて、主要排出国及び新興国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を促していくことが基本である。よって、炭素国境調整措置については、その導入自体が目的であるべきではなく、国際的な貿易上の悪影響を回避しつつ、新興国を含む世界各国が実効性のある気候変動対策に取り組む誘因とするものでなければならない。
- 炭素国境調整措置について、諸外国の検討状況や議論の動向を注視しつつ、国内の成長に資するカーボンプライシングの検討と平行しながら、以下の対応を進める。

- ① 炭素国境調整措置は、**WTOルールと整合的**な制度設計であることが前提であり、諸外国の検討状況も注視しながら対応について検討する。
- ② **製品単位あたりの炭素排出量**について、正確性と実施可能性の観点からバランスのとれた、国際的に信頼性の高い計測／評価手法の**国際的なルール策定・適用を主導**する（例：ISOの策定）。また、各国が有する関連するデータの透明性を確保することを促す。
- ③ 日本及び炭素国境調整措置を導入する国において、**対象となる製品に生じている炭素コストを検証**する。
- ④ 炭素国境調整措置導入の妥当性やその制度のあり方について、カーボンリーケージ防止や公平な競争条件確保の観点から**立場を同じくする国々と連携**して対応する。

出典：経済産業省 世界全体でのカーボンニュートラルの実現のための経済的手法の在り方に関する検討会 第4回（令和3年4月22日）資料2